

2022 年度所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

・2022 年度 算定状況（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日）

病名	所定疾患施設療養費 I		所定疾患施設療養費 II	
	件数	日数	件数	日数
肺炎	0	0	2	19
尿路感染症	0	0	6	30
帯状疱疹	0	0	1	10
蜂窩織炎	0	0	0	0

・所定疾患施設療養費（I）算定要件

1. 所定疾患施設療養費（I）は肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するもので、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時治療管理は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断した日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用するなどにより、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

・所定疾患施設療養費（II）算定要件

1. 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日実施した投薬、検査、注射、処置の内容などを診療録に記載していること。（協力医療機関と連携して行った検査等含む）
1 回に連続する 10 日間を限度とし、月 1 回に限り算定する。
2. 当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表することとする。（I）と同様。
3. 当該介護老人保健施設サービスを行う介護老人保健施設の意思が感染症対策に関する研修を受講していること。

2023 年 4 月

介護老人保健施設 はるか